

法律名：内航海運組合法

1. 案内情報

- 手続名 : 海運組合の団体協約の廃止の届出
- 手続根拠 : ・内航海運組合法第10条第2項前段(第15条を準用)
・内航海運組合法施行規則第3条
- 手続対象者 : 海運組合
- 提出時期 : 団体協約を廃止したとき(遅滞なく)
- 提出方法 : 団体協約の廃止の旨を記載した届出書を作成し、国土交通大臣
(海運組合の地区又は航路が一の地方運輸局等内にある場合は、
当該地方運輸局長等)へ提出してください。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : (添付書類)・総会又は総代会の承認を必要とするときは、その
議事録の謄本
(部 数)3通
- 申請書様式 : 特になし
- 記載要覧・記載例 : 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先：

国土交通省海事局国内貨物課	03 - 5253 - 8627 (直通)
北海道運輸局運航部輸送課	0134 - 23 - 4213 (直通)
東北運輸局運航部輸送課	022 - 299 - 8858 (直通)
新潟運輸局運航部輸送課	025 - 244 - 6115 (直通)
関東運輸局運航部輸送課	045 - 211 - 7214 (直通)
中部運輸局運航部輸送課	052 - 952 - 8013 (直通)
近畿運輸局運航部輸送課	06 - 6949 - 6416 (直通)
神戸海運監理部運航部輸送課	078 - 321 - 3143 (直通)
中国運輸局運航部輸送課	082 - 228 - 3679 (直通)
四国運輸局運航部輸送課	087 - 825 - 1178 (直通)
九州運輸局運航部輸送課	093 - 332 - 8083 (直通)
沖縄総合事務局運輸部海運第一課	098 - 866 - 0031 (直通)

- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- 相談窓口 : 上記提出先

3. 手続情報

- 審査基準 : なし
- 標準処理期間 : なし
- 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)